

- 5. 1ヶ月は日曜、定休日以外、休業日
日給金額ヲ支給ス。
残額ノ1時間ニ付ニ割増。
 - 6. 皆勤賞昇"改正前ノ通リ。
 - 7. 工場内、衛生設備改善ノ危険ノ防止。
 - 8. 毎年ニ回定期昇給、7.
 - 9. 工場内ニ於ケル負傷疾病者ニ"日給ノ金額支給。
 - 10. 今回ノ事件ニ犠牲者ヲ出サズ7.
- 提出 10. 7. 8.
因答期 " 11. 5年。

要求案

10. 7. 8.

松井鉄工所

- 1. 団体交渉権ヲ認め7.
- 2. 高給者ニ付シノ割5分 下級者ニ付シノ割ノ増給セラル7.
- 3. 解雇手基"
1ヶ月未満" 60日分、
1ヶ月以上" 1ヶ月毎ニ2日分加算。
- 4. 退職ノ際" 前項ノ半額、
- 5. 臨時職工ノ名称ヲ廃止セラル7.
- 6. 過失ヨリ生ヅル物品ノ破損ニ" 特殊償金ヲ徴セラル7.
- 7. 欠勤性者ヲ出サラル7.

解決案

- 1. 會社内ニ於ケル団体交渉権ヲ認め7. 如下如シ。
教育、修養、衛生、 脚芸
慰安、娯楽、その他職工ノ福利増進ニ関スル7.
物価支拂ニ" 貸付ヲ増減スルコト。